

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2018-190081
(P2018-190081A)

(43) 公開日 平成30年11月29日(2018.11.29)

(51) Int.Cl.
G05B 9/03 (2006.01)

F I
G05B 9/03

テーマコード(参考)
5H209

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2017-90413 (P2017-90413)
(22) 出願日 平成29年4月28日 (2017.4.28)

(71) 出願人 000006208
三菱重工株式会社
東京都港区港南二丁目16番5号
(74) 代理人 110002147
特許業務法人酒井国際特許事務所
(72) 発明者 白澤 寛司
東京都港区港南二丁目16番5号 三菱重工株式会社内
(72) 発明者 石本 俊輔
東京都港区港南二丁目16番5号 三菱重工株式会社内
(72) 発明者 金杉 将幸
東京都港区港南二丁目16番5号 三菱重工株式会社内
Fターム(参考) 5H209 AA03 SS01 SS05 SS08 TT04 TT05

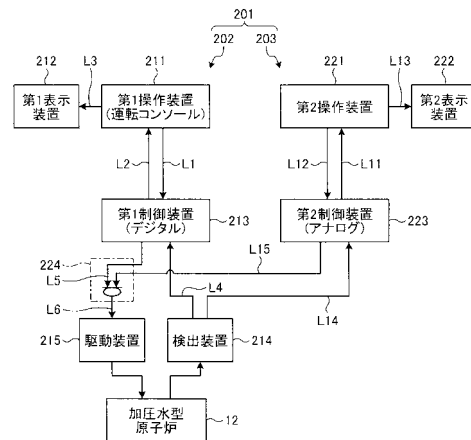
(54) 【発明の名称】 プラントの監視制御装置

(57) 【要約】

【課題】プラントの監視制御装置において、サイバー攻撃により制御装置によるプラント制御の健全性が損なわれてもプラントの安全性を維持することができる。

【解決手段】原子力発電プラント10の運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第1制御装置213と、第1制御装置213に対して電氣的に独立して設けられて原子力発電プラント10の運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第2制御装置223と、第1制御装置213からの駆動制御信号よりも第2制御装置223からの駆動制御信号を優先的にプラント機器に出力する切替装置224とを備えている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

プラントの運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第 1 制御装置と、

前記第 1 制御装置に対して電氣的に独立して設けられて前記プラントの運転状態が入力されると共に前記プラント機器に対して駆動制御信号を出力する第 2 制御装置と、

前記第 1 制御装置からの駆動制御信号よりも前記第 2 制御装置からの駆動制御信号を優先的に前記プラント機器に出力する切替装置と、

を備えることを特徴とするプラントの監視制御装置。

【請求項 2】

前記第 2 制御装置は、入力される前記プラントの運転状態に基づいてプラントの異常発生を検出したときに前記プラント機器に対して駆動制御信号を出力することを特徴とする請求項 1 に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 3】

前記切替装置は、前記第 2 制御装置からの駆動制御信号の入力がないときに前記第 1 制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力し、前記第 2 制御装置からの駆動制御信号の入力があるときに前記第 2 制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力することを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 4】

前記切替装置は、前記第 2 制御装置からの駆動制御信号の入力があるときに、前記第 1 制御装置からの駆動制御信号を遮断して前記第 2 制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力する OR 回路であることを特徴とする請求項 3 に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 5】

前記第 1 制御装置は、駆動制御信号としてのデジタル信号を出力し、前記第 2 制御装置は、駆動制御信号としてのアナログ信号を出力することを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 6】

前記第 2 制御装置は、書き換え不能なマイクロプロセッサを有することを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 7】

前記第 2 制御装置は、前記プラントの運転状態を検出する検出装置と前記プラント機器とがハードワイヤードにより接続されることを特徴とする請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 8】

前記第 2 制御装置は、前記第 1 制御装置よりも前記プラント機器を駆動する機能が制限されることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 9】

前記第 1 制御装置は、前記プラントの起動操作、運転操作、停止操作を行うものであり、前記第 2 制御装置は、前記プラントの停止操作だけを行うものであることを特徴とする請求項 8 に記載のプラントの監視制御装置。

【請求項 10】

前記第 2 制御装置は、プラントの運転状態を表示する表示装置と、前記第 2 制御装置に操作信号を入力する操作装置が接続されることを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか一項に記載のプラントの監視制御装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、プラントの異常が発生したとき、このプラントを安定させるための機能を有

10

20

30

40

50

するプラントの監視制御装置に関するものである。

【背景技術】

【0002】

例えば、加圧水型原子炉（PWR：Pressurized Water Reactor）を有する原子力発電プラントは、軽水を原子炉冷却材及び中性子減速材として使用し、原子炉の炉心全体にわたって沸騰しない高温高压水とし、この高温高压水を蒸気発生器に送って熱交換により蒸気を発生させ、この蒸気をタービン発電機へ送って発電するものである。そして、蒸気発生器は、原子炉からの高温高压の一次系冷却水の熱を二次系冷却水に伝え、二次系冷却水で水蒸気を発生させるものである。

【0003】

このような原子力発電プラントにて、原子炉は、中央制御室に配置された計装制御システムにより制御されている。この計装制御システムは、運転員がプラントの運転監視を行う中央制御盤が設けられ、この中央制御盤は、プラントのプロセス量を計測してポンプや弁などの補機を制御する常用系の装置と、プラントの異常時にこのプラントを安全に停止させる安全保護系の装置から構成されている。このような計装制御システムがサイバー攻撃を受けて乗っ取られると、悪意を持った操作などによる原子炉の安全性を確保することが困難となる。

【0004】

このようなプラントへのサイバー攻撃に対する防衛として、計装制御システムのセキュリティレベルを上げることが考えられる。このような技術として、例えば、下記特許文献1に記載されたものがある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2016-129346号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

上述したように、計装制御システムのセキュリティレベルを上げることで、プラントへのサイバー攻撃に対する対策を講じることも必要であるが、この対策は、サイバー攻撃による計装制御システムへの侵入を検出し、この侵入を防止するものであり、一旦、計装制御システムへ侵入されてしまうと、悪意を持った操作などによる原子炉の安全性を確保することが困難となる。

【0007】

本発明は、上述した課題を解決するものであり、サイバー攻撃により制御装置によるプラント制御の健全性が損なわれても、プラントの安全性を維持することができるプラントの監視制御装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記の目的を達成するための本発明のプラントの監視制御装置は、プラントの運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第1制御装置と、前記第1制御装置に対して電氣的に独立して設けられて前記プラントの運転状態が入力されると共に前記プラント機器に対して駆動制御信号を出力する第2制御装置と、前記第1制御装置からの駆動制御信号よりも前記第2制御装置からの駆動制御信号を優先的に前記プラント機器に出力する切替装置と、を備えることを特徴とするものである。

【0009】

従って、第2制御装置が第1制御装置に対して電氣的に独立して設けられており、切替装置により第2制御装置からの駆動制御信号が第1制御装置からの駆動制御信号よりも優先的にプラント機器に出力されることから、例えば、サイバー攻撃により第1制御装置によるプラント制御の健全性が損なわれても、第1制御装置に代わって第2制御装置が優先

10

20

30

40

50

的にプラント機器を制御することとなり、プラントの安全性を維持することができる。

【0010】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第2制御装置は、入力される前記プラントの運転状態に基づいてプラントの異常発生を検出したときに前記プラント機器に対して駆動制御信号を出力することを特徴としている。

【0011】

従って、プラントの正常時は、第1制御装置がプラントの運転状態に基づいた駆動制御信号をプラント機器に出力し、プラントの異常発生は、第2制御装置がプラントの運転状態に基づいた駆動制御信号をプラント機器に出力することで、第1制御装置がサイバー攻撃により乗っ取られても、第2制御装置がプラント機器を安全に制御することができる。

10

【0012】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記切替装置は、前記第2制御装置からの駆動制御信号の入力がないときに前記第1制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力し、前記第2制御装置からの駆動制御信号の入力があるときに前記第2制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力することを特徴としている。

【0013】

従って、プラントの正常時は、切替装置に第2制御装置からの駆動制御信号の入力がないことから、第1制御装置がプラントの運転状態に基づいてプラント機器を制御し、第1制御装置がサイバー攻撃によりプラントを不安定にさせる駆動制御信号を出力したとき、第2制御装置がプラントを安定させる駆動制御信号を出力し、切替装置は、第2制御装置の駆動制御信号をプラント機器に出力することで、第2制御装置がプラント機器を安全に制御することができる。

20

【0014】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記切替装置は、前記第2制御装置からの駆動制御信号の入力があるときに、前記第1制御装置からの駆動制御信号を遮断して前記第2制御装置からの駆動制御信号を前記プラント機器に出力するOR回路であることを特徴としている。

【0015】

従って、第1制御装置がサイバー攻撃によりプラントを不安定にさせる駆動制御信号を出力したとき、第2制御装置がプラントを安定させる駆動制御信号を出力し、切替装置としてのOR回路は、第1制御装置からの駆動制御信号を遮断し、第2制御装置からの駆動制御信号をプラント機器に出力するため、第2制御装置の駆動制御信号によりプラント機器を安全に制御することができる。

30

【0016】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第1制御装置は、駆動制御信号としてのデジタル信号を出力し、前記第2制御装置は、駆動制御信号としてのアナログ信号を出力することを特徴としている。

【0017】

従って、第2制御装置は、第1制御装置が取り扱うデジタル信号と異なる形式のアナログ信号を用いることで、サイバー攻撃により第1制御装置にコンピュータウイルスが侵入しても、第2制御装置まで感染することが抑制され、第2制御装置によりプラント機器を安全に制御することができる。

40

【0018】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第2制御装置は、前記第1制御装置に対するサイバー攻撃により影響を受けない回路を有することを特徴としている。

【0019】

従って、第2制御装置が第1制御装置に対するサイバー攻撃により影響を受けない回路を有することで、サイバー攻撃により第1制御装置にコンピュータウイルスが侵入しても、コンピュータウイルスにより第2制御装置の回路が書き換えられることがなく、第2制御装置によりプラント機器を安全に制御することができる。

50

【0020】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第2制御装置は、前記プラントの運転状態を検出する検出装置と前記プラント機器とがハードワイヤードにより接続されることを特徴としている。

【0021】

従って、第2制御装置と検出装置とプラント機器とがハードワイヤードにより接続されることで、ネットワークからのサイバー攻撃を受けることがなく、第2制御装置によりプラント機器を安全に制御することができる。

【0022】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第2制御装置は、前記第1制御装置よりも前記プラント機器を駆動する機能が制限されることを特徴としている。

10

【0023】

従って、第2制御装置の機能は、第1制御装置の機能よりも縮小されることで、第2制御装置の設置による製造コストの増加を抑制することができる。

【0024】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第1制御装置は、前記プラントの起動操作、運転操作、停止操作を行うものであり、前記第2制御装置は、前記プラントの停止操作だけを行うものであることを特徴としている。

【0025】

従って、第1制御装置がプラントの起動操作、運転操作、停止操作を行うことから、プラントの正常時にプラント機器を正常に運転することができ、第2制御装置がプラントの停止操作だけを行うことから、第1制御装置によるプラントの制御が異常であるとき、第2制御装置がプラントを安全に停止させることができる。

20

【0026】

本発明のプラントの監視制御装置では、前記第2制御装置は、プラントの運転状態を表示する表示装置と、前記第2制御装置に操作信号を入力する操作装置が接続されることを特徴としている。

【0027】

従って、プラントの異常発生時に、表示装置にプラントの運転状態が表示されることから、オペレータは、操作装置を用いて第2制御装置に操作信号を出力し、第2制御装置によりプラントを安全に運転することができる。

30

【発明の効果】

【0028】

本発明のプラントの監視制御装置によれば、サイバー攻撃により制御装置によるプラント制御の健全性が損なわれても、プラントの安全性を維持することができる。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】図1は、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置を表す概略構成図である。

【図2】図2は、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置の動作を表すフローチャートである。

40

【図3】図3は、原子力発電プラントを表す概略構成図である。

【発明を実施するための形態】

【0030】

以下に添付図面を参照して、本発明のプラントの監視制御装置の好適な実施形態を詳細に説明する。なお、この実施形態により本発明が限定されるものではなく、また、実施形態が複数ある場合には、各実施形態を組み合わせるものも含むものである。

【0031】

図3は、原子力発電プラントを表す概略構成図である。

【0032】

50

本実施形態において、図3に示すように、原子力発電プラント10は、原子炉を有している。この原子炉は、軽水を原子炉冷却材及び中性子減速材として使用し、炉心全体にわたって沸騰しない高温高圧水とし、この高温高圧水を後述する蒸気発生器に送って熱交換により蒸気を発生させ、この蒸気をタービン発電機へ送って発電する加圧水型原子炉（PWR：Pressurized Water Reactor）である。なお、原子炉は、沸騰水型原子炉（BWR：Boiling Water Reactor）であってもよい。

【0033】

原子炉格納容器11は、内部に加圧水型原子炉12と複数（図示は1個）の蒸気発生器13が格納されている。加圧水型原子炉12と各蒸気発生器13は、高温側送給配管14と低温側送給配管15を介して連結されており、低温側送給配管15に一次系冷却水ポンプ16が設けられている。

10

【0034】

加圧器17は、下部が1個の高温側送給配管14に連結されており、低温側送給配管15から延びるスプレイ配管18がこの加圧器17の上部に連通し、中途部にスプレイ弁19が設けられ、先端部にスプレイノズル20が設けられている。加圧器17は、上部に加圧器安全弁21を有する加圧器安全配管22の一端部が連結されており、加圧器安全配管22の他端部が大気に開放している。また、加圧器17は、上部に加圧器逃がし弁23を有する加圧器逃がし配管24の一端部が連結されており、加圧器逃がし配管24の他端部に加圧器逃がしタンク25が連結されている。

20

【0035】

加圧水型原子炉12は、内部に炉心26が設けられており、この炉心26は、複数の燃料集合体（燃料棒）27により構成されている。また、加圧水型原子炉12は、炉心26における燃料集合体27の間に複数の制御棒28が配置されている。この各制御棒28は、制御棒駆動装置29により上下移動可能となっている。制御棒駆動装置29は、制御棒28を炉心26に対して抜き差しすることで、原子炉出力を制御することができる。

【0036】

蒸気発生器13は、内部に逆U字形状をなす複数の伝熱管からなる伝熱管群31が設けられている。複数の伝熱管は、各端部が管板に支持され、入室32と出室33に連通しており、入室32に高温側送給配管14の端部が連結され、出室33に低温側送給配管15の端部が連結されている。また、蒸気発生器13は、図示しないが、伝熱管群31の上方に給水を蒸気と熱水とに分離する気水分離器と、この分離された蒸気の湿分を除去して乾き蒸気に近い状態とする湿分分離器が設けられている。

30

【0037】

また、加圧水型原子炉12は、化学体積制御系（CVCS）34が設けられている。低温側送給配管15は、一次系冷却水循環ライン35が設けられており、一次系冷却水循環ライン35に再生熱交換器36、非再生冷却器37、脱塩塔38、体積制御タンク39、充填ポンプ40が設けられている。一次系冷却水循環ライン35は、一次系冷却水補給ライン41を介して一次系純水タンク42に連結され、一次系冷却水補給ライン41に補給水ポンプ43が設けられている。一次系冷却水補給ライン41は、ホウ酸水供給ライン44を介してホウ酸タンク45が連結され、ホウ酸水供給ライン44にホウ酸ポンプ46が設けられている。加圧水型原子炉12は、化学体積制御系34により炉心26におけるホウ素濃度を調整可能である。

40

【0038】

原子炉格納容器11は、内部に原子炉非常用冷却装置47が設けられている。原子炉格納容器11は、下部に燃料取替用水ピット48が設けられており、この燃料取替用水ピット48から原子炉格納容器11の外部を通して再び原子炉格納容器11内に戻り、加圧水型原子炉12の上方まで延出される冷却水散布ライン49が設けられている。この冷却水散布ライン49は、中間部にスプレイポンプ50と冷却器51が設けられ、先端部に多数の噴射ノズル52が設けられている。また、燃料取替用水ピット48から原子炉格納容器11の外部を通して再び原子炉格納容器11内に戻り、加圧水型原子炉12に連結される

50

冷却水供給ライン 5 3 が設けられている。この冷却水供給ライン 5 3 は、安全注入ポンプ 5 4、開閉弁 5 5 が設けられている。

【 0 0 3 9 】

加圧水型原子炉 1 2 は、炉心 2 6 の燃料集合体 2 7 により一次系冷却水として軽水が加熱され、高温の一次系冷却水が加圧器 1 7 により所定の高圧に維持された状態で、高温側送給配管 1 4 を通して蒸気発生器 1 3 に送られる。この蒸気発生器 1 3 は、高温高圧の一次系冷却水と二次系冷却水との間で熱交換を行うことで二次系蒸気を生成し、冷やされた一次系冷却水が加圧水型原子炉 1 2 に戻される。このとき、制御棒駆動装置 2 9 は、炉心 2 6 から制御棒 2 8 を抜き差しすることで、炉心 2 6 内での核分裂を調整する。即ち、燃料集合体 2 7 を構成する原子燃料が核分裂することで中性子を放出し、軽水が放出された高速中性子の運動エネルギーを低下させて熱中性子とし、新たな核分裂を起こしやすくすると共に、発生した熱を奪って冷却する。制御棒駆動装置 2 9 は、全ての制御棒 2 8 を炉心 2 6 に挿入することで、加圧水型原子炉 1 2 を停止することができる。

10

【 0 0 4 0 】

各蒸気発生器 1 3 は、上端部が配管 6 1 a を介して蒸気タービン 6 2 と連結されており、この配管 6 1 a に主蒸気隔離弁 6 3 が設けられている。蒸気タービン 6 2 は、高圧タービン 6 4 と低圧タービン 6 5 を有すると共に、発電機（発電装置）6 6 が接続されている。また、高圧タービン 6 4 と低圧タービン 6 5 は、その間に湿分分離加熱器 6 7 が設けられている。低圧タービン 6 5 は、復水器 6 8 を有しており、この復水器 6 8 は、配管 6 1 a からバイパス弁 6 9 を有するタービンバイパス配管 7 0 が接続されると共に、冷却水（例えば、海水）を給排する取水管 7 1 及び排水管 7 2 が連結されており、取水管 7 1 に給水ポンプ（海水ポンプ、循環水ポンプ）7 3 が装着されている。

20

【 0 0 4 1 】

復水器 6 8 は、配管 6 1 b が接続されており、この配管 6 1 b に復水ポンプ 7 4、グラウンドコンデンサ 7 5、復水脱塩装置 7 6、低圧給水加熱器 7 7、脱気器 7 8、主給水ポンプ 7 9、高圧給水加熱器 8 0、主給水制御弁 8 1 が設けられている。

【 0 0 4 2 】

また、配管 6 1 a は、主蒸気逃がし弁 8 2 を有する主蒸気逃がし配管 8 3 の一端部と、主蒸気安全弁 8 4 を有する主蒸気安全配管 8 5 の一端部が接続されており、各配管 8 3、8 5 の他端部が大気に開放している。一方、配管 6 1 b は、主給水制御弁 8 1 と蒸気発生器 1 3 との間に補助給水配管 8 6 の一端部が接続されており、この補助給水配管 8 6 は開閉弁 8 7 が設けられ、他端部に復水タンク 8 8 が接続されている。補助給水配管 8 6 は、並列して 2 個の分岐補助給水配管 8 9、9 0 が設けられ、分岐補助給水配管 8 9 に補助給水ポンプ 9 1 が設けられ、分岐補助給水配管 9 0 に電動補助給水ポンプ 9 2 が設けられている。補助給水ポンプ 9 1 は、蒸気によりタービンが回転することで駆動し、電動補助給水ポンプ 9 2 は、非常用電源により駆動する。

30

【 0 0 4 3 】

そのため、蒸気発生器 1 3 にて、二次系冷却水が高温高圧の一次系冷却水と熱交換を行って生成された二次系蒸気は、配管 6 1 a を通して蒸気タービン 6 2（高圧タービン 6 4 から低圧タービン 6 5）に送られ、この蒸気により蒸気タービン 6 2 を駆動して発電機 6 6 により発電を行う。このとき、蒸気発生器 1 3 からの蒸気は、高圧タービン 6 4 を駆動した後、湿分分離加熱器 6 7 で蒸気に含まれる湿分が除去されると共に加熱されてから低圧タービン 6 5 を駆動する。そして、蒸気タービン 6 2 を駆動した蒸気は、復水器 6 8 で海水を用いて冷却されて復水となり、配管 6 1 b を通って蒸気発生器 1 3 に戻される。

40

【 0 0 4 4 】

また、原子力発電プラント 1 0 は、加圧水型原子炉 1 2 や蒸気発生器 1 3 などの運転状態を検出するための各種センサが設けられている。加圧水型原子炉 1 2 は、内部の温度を検出する温度センサ 1 0 1 と、内部の圧力を検出する圧力センサ 1 0 2 が設けられている。蒸気発生器 1 3 は、二次冷却水の水位を検出する水位センサ 1 0 3 と、内部の圧力を検出する圧力センサ 1 0 4 が設けられている。また、低温側送給配管 1 5 は、一次冷却水の

50

温度を検出する温度センサ 105 と、圧力を検出する圧力センサ 106 が設けられている。加圧器 17 は、一次冷却水の水位を検出する水位センサ 107 と、内部の圧力を検出する圧力センサ 108 が設けられている。配管 61a は、主蒸気（一次冷却水）の圧力を検出する圧力センサ 109 と、流量を検出する流量センサ 110 が設けられている。

【0045】

中央制御室 200 は、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置（以下、監視制御装置）201 が設けられている。監視制御装置 201 は、運転コンソールや大型表示盤などが配置されるプラントの制御設備である。運転コンソールは、運転員による一体的な監視操作を可能とするため、ハードウェアの監視器具や操作器が設置された中央制御盤などから構成されている。大型表示盤は、プラント全体の情報を提供したり、運転員間の情報を共有したりするため、常時表示すべきパラメータや代表警報を表示する。

10

【0046】

原子力発電プラントの監視制御装置 201 は、検出装置としての上述した温度センサ 101, 105、圧力センサ 102, 104, 106, 108, 109、水位センサ 103, 107、流量センサ 110 などの検出結果が入力される。また、監視制御装置 201 は、加圧水型原子炉 12 や蒸気発生器 13 などの状態を変更するためのプラント機器の駆動装置を制御可能となっている。このプラント機器の駆動装置は、例えば、加圧器 17（スプレイ弁 19、加圧器安全弁 21、加圧器逃がし弁 23）、制御棒駆動装置 29、化学体積制御系 34（充填ポンプ 40、補給水ポンプ 43、ホウ酸ポンプ 46）、原子炉非常用冷却装置 47（スプレイポンプ 50、安全注入ポンプ 54、開閉弁 55）、主蒸気隔離弁 63、バイパス弁 69、給水ポンプ 73、復水ポンプ 74、主給水ポンプ 79、主給水制御弁 81、主蒸気逃がし弁 82、主蒸気安全弁 84、開閉弁 87、補助給水ポンプ 91、電動補助給水ポンプ 92 などである。

20

【0047】

図 1 は、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置を表す概略構成図である。

【0048】

図 1 に示すように、監視制御装置 201 は、第 1 監視制御装置 202 と第 2 監視制御装置 203 とを有している。第 1 監視制御装置 202 は、第 1 操作装置 211 と、第 1 表示装置 212 と、第 1 制御装置 213 とを有し、プラント機器の検出装置 214 とプラント機器の駆動装置 215 が接続されている。第 2 監視制御装置 203 は、第 2 操作装置 221 と、第 2 表示装置 222 と、第 2 制御装置 223 とを有し、検出装置 214 と駆動装置 215 が接続されている。検出装置 214 と駆動装置 215 は、加圧水型原子炉 12 に接続されている。なお、第 1 表示装置 212 と第 2 表示装置 222 は、共用してもよい。

30

【0049】

第 1 制御装置 213 は、第 1 操作装置 211 からの操作信号が操作指令ライン L1 により入力されると共に、検出装置 214 が検出したプラントの運転状態が検出信号ライン L4 により入力される。第 1 制御装置 213 は、プラントの運転状態をプラント状態検出ライン L2 により第 1 操作装置 211 に出力し、更に、第 1 操作装置 211 が表示ライン L3 を通して第 1 表示装置 212 に出力する。そして、第 1 制御装置 213 は、操作信号とプラントの運転状態に基づいて駆動制御信号を駆動制御信号ライン L5, L6 によりプラント機器の駆動装置 215 に出力する。

40

【0050】

なお、この第 1 制御装置 213 は、図示しないが、多重化（例えば、2 重化）された多数決判定装置と、多重化（例えば、2 重化）された現場機器制御装置とを有している。この多数決判定装置は、多数決制御ロジック（例えば、2 / 4 制御ロジック）を実行する制御装置である。具体的に、各多数決判定装置は、検出装置 214 から予め設定された所定数以上の異常値が検出されると、異常検出信号を現場機器制御装置に出力する。各多数決判定装置は、それぞれ独立して動作する。

【0051】

第 2 制御装置 223 は、第 1 操作装置 221 からの操作信号が操作指令ライン L11 に

50

より入力されると共に、検出装置 2 1 4 が検出したプラントの運転状態が検出信号ライン L 1 4 により入力される。第 2 制御装置 2 2 3 は、プラントの運転状態をプラント状態検出ライン L 1 2 により第 2 操作装置 2 2 1 に出力し、更に、第 2 操作装置 2 2 1 が表示ライン L 1 3 を通して第 2 表示装置 2 2 2 に出力する。そして、第 2 制御装置 2 2 3 は、操作信号とプラントの運転状態に基づいて駆動制御信号を駆動制御信号ライン L 1 5 , L 6 によりプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力する。

【 0 0 5 2 】

第 2 制御装置 2 2 3 は、第 1 制御装置 2 1 3 に対して電氣的に独立して設けられている。そして、監視制御装置 2 0 1 は、第 1 制御装置 2 1 3 と第 2 制御装置 2 2 3 との間に切替装置 2 2 4 が設けられている。切替装置 2 2 4 は、第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号よりも第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号を優先的にプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力するものである。

10

【 0 0 5 3 】

即ち、第 2 制御装置 2 2 3 は、入力される原子力発電プラント 1 0 (加圧水型原子炉 1 2) の運転状態に基づいて原子力発電プラント 1 0 の異常発生を検出したときに、プラント機器の駆動装置 2 1 5 に対して駆動制御信号を出力するものである。具体的に、切替装置 2 2 4 は、第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号の入力がないときに、第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号を駆動制御信号ライン L 6 によりプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力し、第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号の入力があるときに、第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号を遮断し、第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力する。切替装置 2 2 4 は、例えば、OR 回路である。

20

【 0 0 5 4 】

第 1 監視制御装置 2 0 2 は、第 1 操作装置 2 1 1 と第 1 表示装置 2 1 2 と第 1 制御装置 2 1 3 と検出装置 2 1 4 と駆動装置 2 1 5 とがデジタル回線により接続され、デジタル信号による通信が実行される。一方、第 2 監視制御装置 2 0 3 は、第 2 操作装置 2 2 1 と第 2 表示装置 2 2 2 と第 2 制御装置 2 2 3 と検出装置 2 1 4 と駆動装置 2 1 5 とがアナログ回線により接続され、アナログ信号による通信が実行される。この場合、切替装置 2 2 4 は、デジタル信号とアナログ信号の変換器を有している。また、検出装置 2 1 4 及び駆動装置 2 1 5 と加圧水型原子炉 1 2 とは、デジタル回線であるが、アナログ回線としてもよい。

30

【 0 0 5 5 】

そして、第 1 監視制御装置 2 0 2 は、第 1 操作装置 2 1 1 と第 1 表示装置 2 1 2 と第 1 制御装置 2 1 3 と検出装置 2 1 4 と駆動装置 2 1 5 とが有線ネットワークまたは無線ネットワークにより接続され、第 2 監視制御装置 2 0 3 は、第 2 操作装置 2 2 1 と第 2 表示装置 2 2 2 と第 2 制御装置 2 2 3 と検出装置 2 1 4 と駆動装置 2 1 5 とが有線ネットワーク (ハードワイヤード) により接続される。

【 0 0 5 6 】

また、第 2 制御装置 2 2 3 は、第 1 制御装置 2 1 3 に対するサイバー攻撃により影響を受けない回路を有している。サイバー攻撃により影響を受けない回路とは、書き換え不能なマイクロプロセッサであって、書き換え不能なマイクロプロセッサとして、例えば、FPGA (field-programmable gate array) 、ASIC (application specific integrated circuit) などである。また、サイバー攻撃により影響を受けない回路としては、ソリッドステート回路 (ソリッドステートリレー / 可動接点部分がない回路 / 無接点リレー) 、回路が焼き付けられた半導体、リレー回路などがある。

40

【 0 0 5 7 】

第 2 監視制御装置 2 0 3 (第 2 制御装置 2 2 3) は、第 1 制御装置 2 0 2 (第 1 制御装置 2 1 3) よりもプラント機器を駆動する機能が制限されている。例えば、第 2 監視制御装置 2 0 3 (第 2 制御装置 2 2 3) は、原子力発電プラント 1 0 (加圧水型原子炉 1 2) の起動操作、運転操作、停止操作を行うことができるが、第 2 監視制御装置 2 0 3 (第 2 制御装置 2 2 3) は、原子力発電プラント 1 0 (加圧水型原子炉 1 2) の停止操作だけを

50

行うことができる。そのため、第2監視制御装置203は、制御棒駆動装置29、化学体積制御系34（ホウ酸ポンプ46）、原子炉非常用冷却装置47（スプレイポンプ50、安全注入ポンプ54、開閉弁55）、主蒸気逃がし弁82、主蒸気安全弁84などの操作だけを行うことができる。

【0058】

本実施形態の監視制御装置201は、第1監視制御装置202から独立し、且つ、多様なバックアップシステムとして第2監視制御装置203を適用することで、サイバーセキュリティ対策設備を構築するものである。第2監視制御装置203は、サイバー攻撃に対して悪影響を受けないものであり、第1監視制御装置202から独立し、且つ、多様な対策設備が設けられている。そして、この対策設備は、サイバー攻撃による悪意の操作で発生しうる外乱に対し、リアルタイムに検知して緩和することができる機能を有している。即ち、原子力発電プラント10に設けられた各プラント機器の駆動状態を監視し、駆動状態が予め設定された閾値よりも上回った（悪化して）場合に、緩和機能を自動的に作動させる。この緩和機能とは、駆動装置214が危険側に作動しないように、つまり、安全側に作動するように制御する機能である。また、第2監視制御装置203は、原子力発電プラント10の運転状態を表示する機能を有し、現在の運転状態に応じて原子力発電プラント10の各プラント機器を手動操作する機能を有する。

10

【0059】

これらの必要機能は、制御対象の振る舞いなどの解析/評価結果から選定するもので、IT技術ではなく、原子力発電プラント10の各種プラント機器の制御対象に対する制御保護技術に基づいて機能設計される。加えて、有効と考えられる機能を全て導入した場合、設備規模が増大することから、制御対象の振る舞い解析を実施することで、設備合理化を図る。そして、第2監視制御装置203は、機能要求が削減されている。緩和機能が要求されるまでの時間が十分確保できる場合や、他機能で代替が可能と判断できる場合は、機能要求から除外する。そして、選定された機能に対し、既存設備で代替可能な場合は、既存設備を用いることで、設備対応の合理化を図る。

20

【0060】

ここで、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置201の作用を説明する。図2は、本実施形態の原子力発電プラントの監視制御装置の動作を表すフローチャートである。

30

【0061】

図1及び図2に示すように、原子力発電プラント10の正常時、第2制御装置223は、プラント機器の駆動装置215に対して駆動制御信号を出力していないことから、切替装置224は、第2制御装置213からの駆動制御信号を駆動制御信号ラインL6によりプラント機器の駆動装置215に出力し、加圧水型原子炉12を含む原子力発電プラント10の起動操作、運転操作、停止操作を行うと共に、運転状態を監視している。このとき、オペレータは、第1表示装置212に表示された原子力発電プラント10の運転状態を監視しながら、手動により第1操作装置211を操作することもできる。

【0062】

ステップS11にて、原子力発電プラント10の運転制御に外乱が発生し、ステップS12にて、加圧水型原子炉12の機能が悪化したとき、ステップS13にて、第2制御装置223は、異常が発生したかどうかを判定する。ここで、サイバー攻撃でないとは判定（No）したとき、第1制御装置213がプラント機器の駆動装置215を制御することで外乱が取り除かれ、加圧水型原子炉12の機能悪化が改善されるため、何もしないでこのルーチンを抜ける。

40

【0063】

一方、サイバー攻撃であると判定（Yes）したときは、第1制御装置213がプラント機器の駆動装置215を制御しても外乱が取り除かれず、加圧水型原子炉12の機能悪化が継続する。このとき、ステップS14にて、第2制御装置223は、緩和機能を作動させる。即ち、第2制御装置223は、原子力発電プラント10の異常を検出することで

50

駆動制御信号を出力する。切替装置 2 2 4 は、第 2 制御装置 2 2 3 から駆動制御信号の入力を受け、第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号を遮断し、第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力する。このとき、オペレータは、第 2 表示装置 2 1 2 に表示された原子力発電プラント 1 0 の運転状態を監視しながら、手動により第 2 操作装置 2 2 1 を操作することもできる。

【 0 0 6 4 】

この場合、例えば、炉心 2 6 の温度が上昇しているにも拘らず、冷却水量が予め設定された所定量以下であれば、安全注入ポンプ 5 4 (図 3 参照) を作動して冷却水量を増加させる処理を実行する。また、炉心 2 6 の温度が上昇し、冷却水量を増加させているにも拘らず、炉心 2 6 の温度が低下しないときは、制御棒駆動装置 2 9 を作動して制御棒を炉心に挿入する処理を実行する。また、常用電源が喪失した場合には、非常用電源を使用する。このような処理は、全て安全側に向かうような処理を実行する。

10

【 0 0 6 5 】

そして、ステップ S 1 5 にて、第 2 制御装置 2 2 3 は、原子力発電プラント 1 0 の異常が収束したかどうかを判定する。ここで、異常が収束していないと判定 (N o) したときは、ステップ S 1 4 の処理を継続する。一方、異常が収束したと判定 (Y E S) したときは、ステップ S 1 6 にて、原子力発電プラント 1 0 が安定化したことを確認し、高温停止を維持するか、または、低温停止に移行する操作を実行する。

【 0 0 6 6 】

このように本実施形態のプラントの監視制御装置にあっては、原子力発電プラント 1 0 の運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第 1 制御装置 2 1 3 と、第 1 制御装置 2 1 3 に対して電氣的に独立して設けられて原子力発電プラント 1 0 の運転状態が入力されると共にプラント機器に対して駆動制御信号を出力する第 2 制御装置 2 2 3 と、第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号よりも第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号を優先的にプラント機器に出力する切替装置 2 2 4 とを備えている。

20

【 0 0 6 7 】

従って、第 2 制御装置 2 2 3 が第 1 制御装置 2 1 3 に対して電氣的に独立して設けられており、切替装置 2 2 4 により第 2 制御装置 2 2 3 からの駆動制御信号が第 1 制御装置 2 1 3 からの駆動制御信号よりも優先的にプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力されることから、例えば、サイバー攻撃により第 1 制御装置 2 1 3 によるプラント制御の健全性が損なわれても、第 1 制御装置 2 1 3 に代わって第 2 制御装置 2 2 3 が優先的にプラント機器の駆動装置 2 1 5 を制御することとなり、原子力発電プラント 1 0 の安全性を維持することができる。

30

【 0 0 6 8 】

即ち、従来 of サイバー攻撃に対する対策は、IT 技術をベースとした制御システムであって、プラントにおける異常の発生を防止するものであるが、本実施形態は、制御対象となるプラントの制御保護設計技術をベースとし、プラントの異常を検知し、プラント機器への悪影響をリアルタイムに緩和するものである。つまり、本実施形態の対策設備は、システムの基本となる第 1 監視制御装置 2 0 2 とは独立し、且つ、多様な第 2 監視制御装置 2 0 3 を構築し、プラントの異常を制御保護の観点から直接緩和するものであり、サイバー攻撃への耐性が高い。

40

【 0 0 6 9 】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第 2 制御装置 2 2 3 は、入力される原子力発電プラント 1 0 の運転状態に基づいて原子力発電プラント 1 0 の異常発生を検出したときに、プラント機器の駆動装置 2 1 5 に対して駆動制御信号を出力する。従って、原子力発電プラント 1 0 の正常時は、第 1 制御装置 2 1 3 が原子力発電プラント 1 0 の運転状態に基づいた駆動制御信号をプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力し、原子力発電プラント 1 0 の異常発生は、第 2 制御装置 2 2 3 が原子力発電プラント 1 0 の運転状態に基づいた駆動制御信号をプラント機器の駆動装置 2 1 5 に出力することで、第 1 制御装置 2 1 3 がサイバー攻撃により乗っ取られても、第 2 制御装置 2 2 3 がプラント機器の駆動装置 2 1

50

5を安全に制御することができる。

【0070】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、切替装置224は、第2制御装置223からの駆動制御信号の入力がないときに第1制御装置213からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置215に出力し、第2制御装置223からの駆動制御信号の入力があるときに第2制御装置223からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置215に出力する。従って、原子力発電プラント10の正常時は、切替装置224に第2制御装置223からの駆動制御信号の入力がないことから、第1制御装置213が原子力発電プラント10の運転状態に基づいてプラント機器の駆動装置215を制御し、第1制御装置213がサイバー攻撃により原子力発電プラント10を不安定にさせる駆動制御信号を出力したとき、第2制御装置223が原子力発電プラント10を安定させる駆動制御信号を出力し、切替装置224は、第2制御装置223の駆動制御信号をプラント機器の駆動装置215に出力することで、第2制御装置223がプラント機器の駆動装置215を安全に制御することができる。

10

【0071】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、切替装置224は、第2制御装置223からの駆動制御信号の入力があるときに、第1制御装置213からの駆動制御信号を遮断して第2制御装置223からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置215に出力するOR回路である。従って、第1制御装置213がサイバー攻撃により原子力発電プラント10を不安定にさせる駆動制御信号を出力したとき、第2制御装置223が原子力発電プラント10を安定させる駆動制御信号を出力し、切替装置224としてのOR回路は、第1制御装置213からの駆動制御信号を遮断し、第2制御装置223からの駆動制御信号をプラント機器の駆動装置215に出力するため、第2制御装置223の駆動制御信号によりプラント機器の駆動装置215を安全に制御することができる。

20

【0072】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第1制御装置213は、駆動制御信号としてのデジタル信号を出力し、第2制御装置223は、駆動制御信号としてのアナログ信号を出力する。従って、第2制御装置223は、第1制御装置213が取り扱うデジタル信号と異なる形式のアナログ信号を用いることで、サイバー攻撃により第1制御装置213にコンピュータウイルスが侵入しても、第2制御装置223まで感染することが抑制される。第2制御装置223によりプラント機器の駆動装置215を安全に制御することができる。

30

【0073】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第2制御装置223は、書き換え不能なマイクロプロセッサを有している。従って、サイバー攻撃により第1制御装置213にコンピュータウイルスが侵入しても、コンピュータウイルスにより第2制御装置223のマイクロプロセッサが書き換えられることがなく、第2制御装置223によりプラント機器の駆動装置215を安全に制御することができる。

【0074】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第2制御装置223は、原子力発電プラント10の運転状態を検出する検出装置214とプラント機器の駆動装置215とがハードワイヤードにより接続されている。従って、第2制御装置223が無線回線や有線回線などを用いたネットワークからのサイバー攻撃を受けることがなく、第2制御装置223によりプラント機器の駆動装置215を安全に制御することができる。

40

【0075】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第2制御装置223は、第1制御装置213よりもプラント機器を駆動する駆動装置215の機能が制限されている。従って、第2制御装置223の機能は、第1制御装置213の機能よりも縮小されることで、第2制御装置223の設置による製造コストの増加を抑制することができる。

【0076】

50

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第1制御装置213は、原子力発電プラント10の起動操作、運転操作、停止操作を行うものであり、第2制御装置223は、原子力発電プラント10の停止操作だけを行うものである。従って、第1制御装置213が原子力発電プラント10の起動操作、運転操作、停止操作を行うことから、原子力発電プラント10の正常時にプラント機器の駆動装置215を正常に運転することができ、第2制御装置223が原子力発電プラント10の停止操作だけを行うことから、第1制御装置213による原子力発電プラント10の制御が異常であるとき、第2制御装置223が原子力発電プラント10を安全に停止させることができる。

【0077】

本実施形態のプラントの監視制御装置では、第2制御装置223は、原子力発電プラント10の運転状態を表示する第2表示装置222と、第2制御装置223に操作信号を入力する第2操作装置221を接続している。従って、原子力発電プラント10の異常発生時に、第2表示装置222に原子力発電プラント10の運転状態が表示されることから、オペレータは、第2表示装置222を見ながら第2操作装置221を用いて第2制御装置223に操作信号を出力することができ、プラント10を安全に運転することができる。

10

【0078】

なお、上述した実施形態では、本発明のプラントの監視制御装置を原子力発電プラント10に適用して説明したが、例えば、火力や水力などの発電プラント、化学プラント、その他の機械、電気、水道などのプラントに適用してもよい。

【符号の説明】

20

【0079】

10 原子力発電プラント

11 原子炉格納容器

12 加圧水型原子炉

13 蒸気発生器

14 高温側送給配管

15 低温側送給配管

17 加圧器

23 加圧器逃がし弁

26 炉心

30

27 燃料集合体

28 制御棒

29 制御棒駆動装置

31 伝熱管群

34 化学体積制御系

47 原子炉非常用冷却装置

61a, 61b 配管

62 蒸気タービン

66 発電機

68 復水器

40

101, 105 温度センサ

102, 104, 106, 108, 109 圧力センサ

103, 107 水位センサ

110 流量センサ

200 中央制御室

201 監視制御装置

202 第1監視制御装置

203 第2監視制御装置

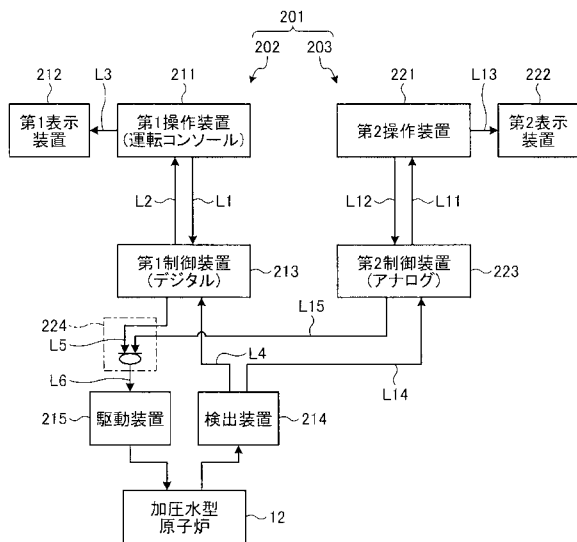
211 第1操作装置

212 第1表示装置

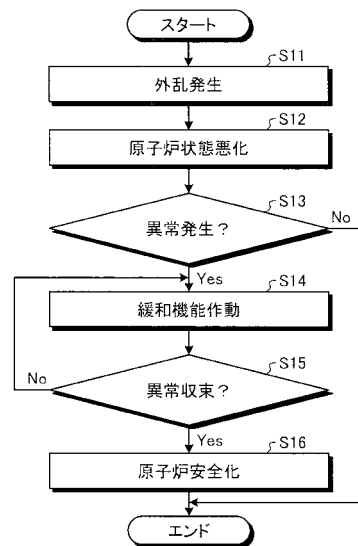
50

- 2 1 3 第 1 制 御 装 置
- 2 1 4 検 出 装 置
- 2 1 5 駆 動 装 置
- 2 2 1 第 2 操 作 装 置
- 2 2 2 第 2 表 示 装 置
- 2 2 3 第 2 制 御 装 置
- 2 2 4 切 替 装 置 (O R 回 路)

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

